# 令和7年9月定例月議会 令和7年9月24日

# 総務教育常任委員会

(総務教育常任委員会・健康福祉常任委員会連合審査会)

# 資料

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第81号	長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	市立長浜病院事務局	2
	等の一部改正について	総務課	

# 長浜市病院事業

所管委員会	健康福祉常任委員会	
関係案件	議案第81号	
所管課	市立長浜病院事務局総務課	

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

## 1 改正の趣旨・理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号) 等が令和7年10月1日に施行されることに伴い、長浜市職員の育児休業に関する条例 が改正されることから、病院事業の条例において関係する規定の改正を行うものです。

### 2 改正内容

長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第21条について、部分休業の拡充(1日2時間を超える部分休業)に対応する給与の減額方法について規定します。

# 3 施行期日 令和7年10月1日

### 4 新旧対照表

新	旧
(給与の減額)	(給与の減額)

### 第21条

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就 学の始期に達するまでの子を養育するため1 日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えな い範囲内又は1年につき管理者が指定する時 間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務し ないことをいう。)、修学部分休業(当該職員が 大学その他管理者が定める教育施設における 修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務し ないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者 が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理 者が指定する期間にわたり日常生活を営むの に支障がある者の介護をするため、勤務しない ことが相当であると認められる場合における 休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合 には、前項の規定にかかわらず、その勤務しな い1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を 減額して支給する。

### 第21条

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就 学の始期に達するまでの子を養育するため1 日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内 の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、 修学部分休業(当該職員が大学その他管理者が 定める教育施設における修学のため、1週間の 勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又 は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配 偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、 疾病又は老齢により管理者が指定する期間に わたり日常生活を営むのに支障がある者の介 護をするため、勤務しないことが相当であると 認められる場合における休暇をいう。)の承認 を受けて勤務しない場合には、前項の規定にか かわらず、その勤務しない1時間につき、勤務 1時間当たりの給与額を減額して支給する。